

販売代理店 取引基本契約書

販売代理店 取引基本契約書

マッブルプロダクツ株式会社 (以下甲という)と

(以下乙という)とは、

甲が製造販売している商品(以下本製品という)に関する甲乙間の国内における継続的取引について次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の本旨)

甲と乙とは相互信頼の原則に則り、本製品の販売活動の推進を通じて顧客の信頼を高め、相互事業の発展を図ることを目的とする。

第2条 (基本合意)

甲はその販売にかかわる本製品を継続して乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

第3条 (本製品の範囲)

本契約にいう本製品とは甲が製造販売する下記の製品を指す。

1. ナースコールエクセレントローヤルゼリー(12個セット)
2. フィットモアフェイスカラーコレクション
3. フィットモアベストカラーファンデーション

第4条 (売渡条件)

甲は乙に売渡す本製品に関し、その(1)単価、(2)配送方法、(3)発注方法、(4)その他必要事項を予め書面にて条件を明示し、乙に製品のサンプル購入をしていただくものとする。

第5条 (売買の成立)

- 1 甲乙間の売買は、乙が甲に対し個別に注文を行い、甲がこれを承諾することにより成立する。
- 2 甲が前項の注文をうけてから5日以内に諾否の回答をしないときは、当該発注を承諾したものとみなす。

第6条 (個別契約への適用)

前条により成立した売買契約(以下「個別契約」という)については、特に定めのあるときを除き本契約の各条項を適用する。

第7条 (納品)

- 1 甲は、乙から発注をうけた本製品を乙の本指定する場所に約定の期日までに納品しなければならない。
- 2 前項の納品に要する費用は乙の負担を原則とする。

第8条 (検品)

- 1 乙は、甲から納品を受けた本製品については、その受領後7日以内に数量及び品質について検品をし、その結果を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の検査により数量不足もしくは品質不良を通知されたものについては、直ちに甲の費用をもって追加納品もしくは代替品の納品をしなければならない。
- 3 納品後7日以内に乙から前項の通知がなされないときには、検査に合格したものとみなす。

第9条 (所有権の移転等)

- 1 本製品の所有権は、前条第1項による検査に合格したときに甲から乙に移転するものとする。
- 2 甲乙の責に帰すべき事由以外の事由による本製品の滅失、毀損その他の損害は、第7条第1項の納品のときをもって区分し、納品のときまでは甲の、納品以後については乙の負担とする。

第10条 (支払方法)

乙は、甲より買受ける本製品の代金を、本製品等の注文時に甲の指定する銀行口座に振込んで支払う。

第11条 (商品の発送)

甲は、乙よりの本製品代金の銀行振込を確認後、速やかに乙の指定する場所に約定どおりの運送方法で本製品の発送を行う。

第12条 (瑕疵担保責任)

- 1 本製品について隠れたる瑕疵があるときには、甲は、代替品の納入もしくは当該代金の返還を行うものとする。
- 2 前項の瑕疵担保責任の期間は、第8条第1項による納品完了のときから2ヶ月とする。

第13条 (製造物責任)

- 1 甲は、本製品の欠陥に起因して第三者の生命、身体又は財産に損害が生じることがないように、その安全性、信頼性及び品質を確保する上で十分な対策を講じるものとする。
- 2 本製品の欠陥に起因して第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、甲は乙と協力してその処理解決にあたり最善の努力をするものとする。

第14条 (アフターサービス)

甲と乙は、本製品の購入者の信頼と満足が得られるアフターサービス体制づくりに最善の努力を尽くすものとする。

第15条 (供給義務の停止)

乙において次にかかげる事情が生じたときには、甲の判断にて甲の供給義務を停止することができる。

- (1) 本契約上の債務の履行を遅滞したとき。
- (2) 破産、和議、整理、会社更生、民事再生等の申立を行い、もしくはそれらの申立をうけたとき。
- (3) 相手方以外の第三者に対する債務についてその支払を停止したとき。
- (4) 自ら振り出した約束手形、為替手形、小切手について1回でも不渡りとしたとき。
- (5) その他相手方の信用を損なう事由が生じたとき。

第16条（販売協力及び支援）

- 乙は、甲の販売方針を尊重して販売活動を行い、一般消費者が甲の販売方針に疑義を生ぜしめる、もしくは甲並びに甲の販売協力者達の信用を損なうような商行為をなしてはならない。
- 甲は、乙の販売活動を支援するため、下記の事項を適宜、適切に行う。

本製品にかかわる販売情報及び技術資料の提供

第17条（法令等の遵守）

乙は、本製品を第三者に販売するにあたり訪問販売法、薬事法等、関係諸法規、諸条令に違反するような行為をなしてはならない。

第18条（契約の解除）

甲または乙が次の各号の一つに該当したときは、甲または乙はなんらの催告を要せずに、直ちに本契約を解除することができる。この場合甲もしくは乙はそれぞれ損害賠償の請求ができる。

- 甲または乙が本契約の履行を怠るか、本契約の条項に違反したとき。
- 甲または乙が監督官庁より営業停止または営業免許もしくは登録の取り消し処分を受けたとき。
- 甲または乙が手形交換所より不渡り処分を受けたとき。
- 甲または乙が差押、仮差押、仮処分、整理、会社更生法の手続の開始、破産、競売、民事再生法の手続きの開始を申し立てられ、あるいは自ら申し立てたとき。

第19条（不可抗力）

甲および乙は、天変地異の不可抗力により、本契約履行不能の事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、遅滞なく相手に通知し、双方誠意をもって協議の上、適切な処置を決め、直ちに行う。

第20条（契約期間）

本契約の期間は、平成 年 月 日より満1年とする。但し、期間満了の一ヶ月前までに甲又は乙から特別の申出がないときは、同一条件をもって、更に1年延長するものとし、以降もこの例によるものとする。

第21条（中途解約）

- 甲または乙は、第20条の期間内においても2ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知を行い、いつでも本契約を解除することができる。
- 前項による解約については、相手方は損害賠償の請求をすることができない。

第22条（秘密保持）

甲または乙は、お互いに本契約における取引等で得た事項を第三者に漏洩してはならない。

第23条（工業所有権）

本製品について特許権、商標権、その他工業所有権の侵害について第三者との間に紛争が生じたときは、甲が責任を持ってこれを解決する。

第24条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲および乙は合意する。

第25条（規定外事項）

本契約に定めのない事項、その他本契約もしくは個別契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方信義に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

取引コード

甲 東京都港区六本木-1-11
マップルプロダクツ株式会社

乙

お取引金融機関・口座番号など

銀行 信託 農協 金組	預金 種目	1. 普通・総合 2. 当座				
	支店 番号					

(有効7桁のみ)

マップルプロダクツ株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木 2-1-11
Tel. 03-3560-6017 Fax. 03-3560-6016
E-mail:product@mappl.co.jp
URL:<http://www.mappl.co.jp>